

令和 6 年度第 41 回鈴鹿市子ども・子育て会議

開催日時	令和 6 年 10 月 1 日（火）13：15 ～ 15：15
場所	鈴鹿市役所 5 階 502・503 会議室
出席委員	上田 ゆかり、柴田 丈夫、杉本 美音理、南 小百合、真昌 一竜、服部 高明、垣内 春子、近藤 真奈美、磯部 俊秀、杉本 友貴、朝比 智美、西岡 めぐみ、田城 朋子、中村 明里、池山 智之、吉田 崇秀、飯尾 征博（計 17 人）
事務局等	子ども政策部長（坂本）、子ども政策部次長（小林）、子ども政策課長（長尾）、子ども政策課総務 GL（松井）、子ども政策課総務 G（尾崎、岩崎）、子ども政策課子ども福祉 GL（平塚）、子ども育成課長（中村）、子ども育成課保育幼稚園 GL（柴原）、子ども家庭支援課長（坂崎）、子ども家庭支援課家庭支援 GL（小久保）、子ども家庭支援課発達支援 GL（西出）、子ども家庭支援課教育相談 GL（長島）、子ども保健課母子保健 GL（中井）、人権政策課長（谷本）、人権政策課管理調整 GL（田中）、文化振興課長（柳井谷）、文化振興課生涯学習 GL（小林）、Next-i 株式会社 1 名
傍聴者	0 人
資料	事前送付資料：(1)事項書 (2)資料 1・2・3 当日配布資料：(3)委員名簿 (4)事務局名簿 (5)配席表

事務局 (総務 GL)	事項書 1 開会 事務局挨拶（司会進行） 委員の出席状況（出席者 17 名 欠席者 2 名）の確認 傍聴人数（0 名）の確認 条例第 5 条第 2 項の規定により、会議の成立を確認
事務局 (子ども政策 部長)	前回の会議において第 3 期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）についてご審議いただき、現計画の構成や国が示す手引きをもとに、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、「素案」として取りまとめた。本日はその「素案」について審議をお願いする。なお本日の審議結果をもとに、12 月に予定している計画素案に関するパブリックコメントに向け準備を進めてまいりたいと考えている。 また前回会議において報告させていただいた鈴鹿市子ども条例（仮称）におけるパブリックコメントについては、一般向けに 8 月 20 日から 9 月 20 日までの 1 か月間、公立の小中学生を対象に子どもパブ

	リックコメントを同時期に1か月間実施したところ、多数のご意見をいただく結果となった。現在事務局で内容の整理等を行っており、改めて鈴鹿市子ども条例（仮称）検討部会を開催し、部会委員の皆様と共有をさせていただきたいと考えている。 子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、今後一層複雑化することが予想されるため、委員の皆様をはじめ、本市の子育て支援に携わる方々と連携しながら、安心して子育てができる環境整備に取り組んでいけるよう、引き続きご支援を賜るようお願いを申し上げる。
事務局 (総務 GL)	・会議資料の確認 なお【資料2】「第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画（素案）」について、計画策定にあたって国からの手引きの改訂が、夏頃に行われると早い段階でアナウンスがあり、その後9月末に行われると聞いていたが、本日時点でまだ手引きの改訂版が示されていない。そのため、手引きの改訂版の内容によっては、素案の変更修正が必要となるが、本日の会議については一旦お手元の素案で御審議いただき、改訂版が示された後に、素案の修正版を委員の皆様にお送りさせていただこうと考えているため、ご留意の程お願いする。
上田会長	事項書2 議事 「第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画（素案）について」 議事進行
事務局 (総務 GL)	【資料1】「第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画について」に基づき説明。
Next-i 株式会社	【資料2】「第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画（素案）」 【資料3】「骨子案から素案への主な追加内容」に基づき説明。
上田会長	P75のあたりの追加していただいた部分について、手引きの改訂版が示された後に、数値が入ってくるという理解で合っているか。
事務局 (総務 GL)	P75（18）産後ケア事業について、手引きの改訂版をもとに数値が入ってくる。その他産後ケアに限らず、手引きの改訂版により加筆修正が必要な部分については、修正させていただく。
服部委員	国の動きも踏まえて第3期計画を策定しているということで、令和5年12月に閣議決定した「こども大綱」についての要素を増やしてはどうか。また、県で策定中の子ども・子育て支援事業計画と、鈴鹿市の第3期計画の整合についてはどのように考えているのか。
事務局	「こども大綱」については、令和5年から令和10年にかけての内

(子ども政策課長)	容であることから、P1「計画策定の背景と趣旨」の中で言及しており、今後内容が変わってくることも考えられるため、触れるのを最低限に留め、こういった記述とさせていただいた。 県の子ども・子育て支援事業計画との整合については、それぞれの市町が策定した計画の数値をもとに県が策定するため、先ずは本市が計画を策定する流れとなる。
柴田副会長	P77 (3)障がい児施策の充実等の中で、強度行動障がいや高次脳機能障がいを持つ障がい児について、「管内の支援ニーズの把握と併せて、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い」といった記載があるが、これまでどのような取組がされていたか、今後どのように発展していくのかが、分かりづらい。 また、P87 子どもの貧困計画の中で、近年は貧困に伴う児童虐待が問題となっているが、その対策等については、この計画では扱わないのか。もし別の会議や計画等で扱っているということであれば、その旨に触れておいてはどうか。 最後に、放課後児童クラブについて、教育委員会は連携のみであり主に関わっているわけではなかったと思われるが、各施設がそれぞれ単独で動いているように感じる。なにか中心となる組織や会議体などがあれば、預ける保護者も安心であると思う。
近藤委員	柴田先生の意見に関連して、P77 (3)障がい児施策の充実等のところで、放課後等デイサービスについて触れられていない。放課後等デイサービスを利用する障がい児は増加しているため、所管課が違うということもあるかもしれないが、鈴鹿市の子どもにかかわることなので、ぜひ触れていただきたい。
事務局 (子ども政策課長)	順番に回答させていただく。 障がい児施策の充実等については、国の基本指針に基づき盛り込むことになったことから、新たに記載した次第である。 貧困に伴う虐待に対する対応については、P66(5)-2「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」においてお示しさせていただいている。 放課後児童クラブについては、基本的な考え方として、まずは各学童がそれぞれ運営されていた中で、放課後児童対策として位置づけられ、市が補助金を出してお手伝いするようになったという経緯がある。どこかが中心となる体制を取るならば、学童が中心の組織となるのか、それがうまく機能しないのであれば別の組織体を考え

	るのかということになるが、この場で対策について示すことは難しいため、今後学童の団体と協議していく必要があると考えている。 放課後等デイサービスの関係については、市の計画「鈴鹿ハートフルプラン 2029」の第三期鈴鹿市障害児福祉計画の中で、障害児通所支援のサービスの1つとして、放課後等デイサービスに関する記載がある。そこには放課後等デイサービスの利用状況、事業所の数、今後の方向性、利用見込み量などが示されている。この子ども・子育て支援事業計画の中で触れるとするのであれば、書き方の部分で「連携を図っていく」というように記載する方法が考えられる。
中村委員	こども基本法の中で、子どもの意見の表明権があるが、第3期計画の中で、そういった要素は入れているのか。また、自治体によっては、子ども・子育て会議に子どもが参加して、意見を聴くというところがあるが、鈴鹿市は今後そういったことを考えているのかお聞きしたい。
事務局 (子ども政策課長)	国の示す手引きにおいて、子ども又は子どもを養育するもの、その他の関係者の意見を反映させるための必要な措置を講ずることとされていることから、計画策定に当たっては、令和5年12月に市内の就学前児童の保護者及び小学生の保護者を対象に、子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査を実施させていただき、また今後パブリックコメントを実施予定である。直接子どもに対しての意見聴取等は行ってはこなかったが、現在策定が努力義務となっているこども計画の策定については、直接子どもの意見を聴取する手法を採るべきであると考えている。
中村委員	こども基本法が走り出している中で、地方自治体が、子どもに意見表明の機会を与えるのが義務だと思うが、少し出遅れているように感じた。
上田会長	子どもに関する様々な施策について、子どもたちに知っていただける機会があると良いと思う。
磯部委員	「放課後子ども教室」は、文科省の管轄であるためか、「放課後児童クラブ」と比べ、あまり理解が進んでいないように感じる。「放課後児童クラブ」と並行して対策を進めてもらえたらと思う。 サポーターやコーディネーターの確保が難しいため、P83(4)に記載のとおり「児童の安全確保のため放課後児童支援員やサポーター等を配置」をやっていただけると非常に助かる。学校の先生のように

	に高学年の児童にも指導できる専門性のあるサポーターが少ないことも課題に感じている。
事務局 (文化振興課 長)	「放課後児童クラブ」も同じだが、人材の確保が課題であり、以前は 60 歳を過ぎて退職された方々が、地域貢献として担っていたところがある。昨今は、仕事を継続されたり、事故が起きたときの責任問題があつたりするため、昔と比べて積極的に参加していただけない部分がある。 「放課後子ども教室」は、地域の子どもたちに、歴史や遊びなどを地域の方が教えるもので、子どもたちにとっても有益な事業であるため、引き続き行政としてもしっかりとアナウンスしていきたい。
柴田副会長	事業計画を立て、人材確保や施設の修繕など、進めなければならないことばかりであるが、国はどこまで支援してくれるのか。 国からいくら指針が出て、市で実施しようとしても、人材確保や修繕など、結局はお金の問題に突き当たるので、ある程度国の支援が必要になってくる。 この会議で一生懸命議論しても、身にならないのでは仕方なく、限られた予算の中で全体を良くしていくためには、誰かが我慢しなければならない場面がでてくるかもしれない。それを理解してもらうような進め方をする必要がある。 せっかくこの会議があるため、計画実現のためにどうしたらいいか、委員で前向きにしっかり検討するとともに、市の方では、国を通じて予算の確保等をしていただければと思う。
事務局 (子ども政策 部長)	今回お示した各事業について、市単独のものもあれば補助事業もあり、市の財政は限られているため、市の中で精査しながら、毎年予算を計上しているのが現状である。 柴田副会長のご指摘のとおり、財政的な確保をしっかり行い、スムーズな事業実施に繋げていく環境を作っていくことが重要だと考えている。鈴鹿市では毎年春から夏にかけて、国会議員へ要望する機会があり、各部局長が出席し、5 歳児健診をはじめとして、子ども施策にかかる各種要望を多数させていただいている。このように、国会議員を通じて国へ働きかけることが、予算に繋がっている部分もあるため、市民の利益や子どもたちの育ちのために、行政の立場から、今後も継続的にこういった活動を行う考えである。
真昌委員	見落としているかもしれないが、鈴鹿市が実施している 5 歳児健診は、フォローも含めて、鈴鹿市の強みだと思うため、今回は難し

	かったとしても、今後事業計画に入れていただければと思う。
田城委員	「養育支援訪問事業」と、新たに取り組んでいく「子育て世帯訪問事業」の内容について教えて欲しい。
事務局 (子ども家庭支援課長)	「養育支援訪問事業」は、保健師や看護師等の専門員や養育支援訪問員が、各家庭に出向き、相談等の支援を行うものであるが、その中に、家事支援や育児支援も含まれており、一体的に「養育支援訪問事業」となっていた。 新たに設けられた「子育て世帯訪問支援事業」は、「養育支援訪問事業」の中から、家事支援や育児支援を移行して、それに特化したものであり、いわゆるヘルパーのような方が、支援を必要とする家庭に出向き、子育ての負担を少しでも軽減する事業となっている。来年度からの新たな事業として、「子育て世帯訪問支援事業」に取り組んでいけるよう、進めているところである。
中村委員	P69「一時預かり事業」について、現状と課題のところで、「ニーズが非常に高い」「引き続き、提供体制を確保する必要があります」との記載があるが、直近の令和5年度の実績値(44,182)と令和7年度の量の見込み(39,627)を見ると、数値が減少している。整合性がとれていないのではないかと。P70「時間外保育事業(延長保育事業)」についても、同じことが言える。
事務局 (子ども政策課長)	量の見込みについては、国の手引きに基づきアンケート結果をもとに算出している。 「一時預かり事業」については、幼稚園型の実績値が計画値より高く、幼稚園型を除く方が計画値より低くなっているため、このような記載となっている。 これまでの会議でお示ししてきた中で、本件にかかる指摘等はなかったため、現状見ていただいているとおりになっているが、委員の皆様の方で違和感があるようであれば、補正等を検討させていただく。
Next-i 株式会社	数値について少し説明させていただく。 P54の下図に示したのが、直近5年の人口を用いて、コーホート変化率法に基づき、算出した児童数の推計値であり、グラフを見て分かるとおり、基本的に児童数は減る前提のもと、全て考えられている。 国の手引きにおける計算方法は、昨年実施したアンケート結果に推計児童数を掛け合わせて算出する。そのため、実績と関係のない

	数値がでてくる場合がある。 一旦は手引きどおりに数値を算出し、それをそのまま採用するのか、補正を加えるのかについて、これまでの会議や事務局内での検討を経た結果、手元の資料の数値となっていることをご理解いただきたい。 手引きには、自治体の実際に応じた数値を見込むこと、といったことが示されており、最終的に、事務局側でこれで行くという数値を提示し、委員の皆様にご承認いただく流れとなる。 この計画は、正しい数値を見込むことより、見込んだ数値を確保することの方が重要であり、言い換えれば、待機を出さない、利用できない家庭がないようにする、ということである。完全に正確な数値を見込むことは難しいが、可能な限り実態に即した数値を見込み、計画期間の５年間、各事業が破綻しないようにする必要がある。 委員の皆様の方で、これまでの会議の中で見逃している点があるかもしれないため、表現や数値等について、気になる点があればご指摘いただければと思う。
飯尾委員	P69「一時預かり事業」について、令和４・５年度の計画値と実績値の乖離が大きい、何か理由はあるのか。
事務局 (子ども育成課長)	明確な理由は分からないが、理由の一つとして、コロナによる影響が落ち着いてきて、それまで家に居た方が仕事に出るために、夏休み期間などに幼稚園で預かってもらうことが増える傾向にあったことが考えられる。 令和８年度から「こども誰でも通園制度」が始まるため、一時的な利用をされる方は今後増えてくるとは思うが、通常の保育の希望も増えてくるため、「一時預かり事業」としてどれだけ余力があるかは気になるところである。
上田会長	他に意見等がないようであれば、見込みの数値については、手引きの計算式に基づき算出していただいたということで、こちらで進めていただければと思う。利用できない家庭がでないよう、しっかりご対応いただきたい。
西岡委員	「こども誰でも通園制度」については、どのような形で行われるのか。新たに何か作るのか、既存の施設に通う形になるのか。
事務局 (子ども育成課長)	「こども誰でも通園制度」については、令和８年度から実施予定で、実施にあたっては、一時預かりの部屋を活用したり、通常保育

課長)	の中で一緒に預かるなど、いくつかパターンがある。いずれにしても、新たな制度のもと、新たな形で行うこととなる。 実際に実施できるかどうか、園の方にもアンケートをさせていただいている。「こども誰でも通園制度」担当の保育士が必要なため、普段の担任たちとは別に、新たに保育士が必要になってくる。保育士不足の中、全ての園が対応できるものではないと思われる。 また国の方でも、月に何日、何時間など、制度について検討中の部分が多々ある。日々情報が入ってくるため、最新の状況を把握し、鈴鹿私立保育連盟と鈴鹿市私立幼稚園協会と協議しながら、事業実施に向けて進めている状況である。
中村委員	P62「地域子育て支援拠点事業」について、令和 5 年度の実績値 11 か所 72,323 で、令和 11 年度の見込みが 11 か所 102,700 となっており、30,000 程増えることになるが、増員分を同じ 11 か所で受入れできるのか。
事務局 (子ども政策課長)	令和 11 年度の見込みが 11 か所 102,700 とお示ししているが、コロナ禍以前に実績値として 100,000 を超えた年があった。それを目指そうということで、現在の数値となっている。それぞれの事業所によって受入可能人数は異なるが、対応可能と見込んでいる。
田城委員	P62「地域子育て支援拠点事業」について、連携型の 2 か所とはどこのことか。一ノ宮と玉垣の児童センターのことか。
事務局 (人権政策課長)	お見込みのとおり、一ノ宮団地児童センターと玉垣児童センターであり、人権政策課の所管となっている。
上田会長	その他ご意見等ないようなので、次の事項に進ませていただく。 事項書 3 その他 について議事進行
事務局 (総務 GL)	鈴鹿市子ども条例（仮称）について、条例の骨子案のパブリックコメントを、8 月 20 日から 1 か月間実施した。引き続き、来年 4 月 1 日からの条例施行に向け作業を進めていく。なおパブリックコメントの結果については、条例検討部会で共有したいと考えているため、いっどのような形で行うか、上田会長と相談させていただく。 次回の子ども・子育て会議については、本日の素案に関するパブリックコメントが終了した後、1 月または 2 月に、同じ時間帯での会議開催を予定している。詳細な日時が決まり次第、改めて委員の皆様にご案内をさせていただく。

	改めてのご案内となるが、本日お示しした計画素案について、改訂版の国の手引きが示され次第、手引きに従い修正を施したのちに、委員の皆様へお送りさせていただく。
事務局 (子ども政策 課長)	事項書4 閉会 閉会あいさつ（第41回鈴鹿市子ども・子育て会議）